

**重慶爆撃訴訟**

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所

【裁判年月日】 平成 27 年 2 月 25 日

【事 件 番 号】 平成 18 年（ワ）第 6484 号、平成 20 年（ワ）第 18382 号、平成 20 年（ワ）第 35183 号、平成 21 年（ワ）第 35262 号

【事 件 名】 損害賠償等請求事件（第 1 事件）、損害賠償等請求事件（第 2 事件）、損害賠償等請求事件（第 3 事件）、損害賠償等請求事件（第 4 事件）

【裁 判 結 果】 棄却

【参 照 法 令】 陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約（ハーグ陸戦条約）3 条、空戦に関する規則（空戦規則案）24 条 5 項、日本国との平和条約（サン・フランシスコ平和条約）14 条 (b)、憲法前文・9 条・13 条・17 条・25 条・29 条・98 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項・附則 6 項、民法 709 条・711 条・723 条、法例 11 条

【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25523738

**事実の概要**

原告（中華人民共和国国民）は、日本陸海軍の航空部隊が 1938 年から 1943 年にかけて当時の中華民国の新首都であった四川省重慶市およびその周辺地域で行った無差別爆撃の被害者またはその遺族である。本件は、原告 198 名（第 1 事件 45 名、第 2 事件 27 名、第 3 事件 45 名、第 4 事件 81 名の合計数、なお、第 1・第 2 事件の原告には、原告死亡による訴訟承継者が含まれる）が合同し、被告（日本国）に対し損害賠償と謝罪を求めた集団訴訟である。

原告は、無差別爆撃がハーグ陸戦条約 3 条にいう違反行為に該当し、また、同条約と空戦規則案等により表される国際慣習法にも違反する行為であると主張した。原告はさらに、国内法等の観点からわが国民法の不法行為規定、条理、当時の中華民国民法の不法行為規定の違反を主張し、加えて、戦後も長年にわたり違法な立法不作為により救済のための立法をしなかったばかりか、行政不作為により救済のための措置も怠ったとして、被告に対し損害賠償等を求めた。

被告は、原告が主張する被害事実については、認否不要であるとし、原告の立証に何ら反証しなかったが、予備的主張として、いわゆるサン・フランシスコ平和条約枠組み論を援用し、同条約 14 条 (b) にもとづいた個人の賠償請求放棄論を展開した。

東京地裁は、原告が主張する被害事実を認め、

無差別爆撃が国際法違反であると確認したものの、個人の損害賠償請求権は認めなかった。また、国内法等にもとづいた原告の主張も悉く斥けた。原告は判決後、速やかに控訴する意向を示した。

**判決の要旨**

裁判所は、次の 6 つが争点であるとした。1. 国際法（ハーグ陸戦条約 3 条、同条約・空戦規則案等にもとづく国際慣習法）違反による損害賠償および謝罪請求は認められるか、2. 民法 709 条・711 条・723 条にもとづく損害賠償および謝罪請求は認められるか、3. 条理にもとづく損害賠償および謝罪請求は認められるか、4. 立法不作為による国家賠償および謝罪請求は認められるか、5. 行政不作為による国家賠償および謝罪請求は認められるか、6. 当時の中華民国民法にもとづく損害賠償および謝罪請求は認められるか、である。なお、国内法・条理にもとづいた請求から生じた上記 2～6 の争点については最終判断等、最小限に留めて引用する。

**1 国際法違反にもとづく請求：争点 1**

原告は、国際法に違反した被告に対し、国際法にもとづいて損害賠償と謝罪を求めることができると主張した。裁判所はこの主張・被告の反論を受けて、これは個人の国際法主体性——国際法により権利を付与され義務を課される存在——に係

わる問題であると判断した。

**(1) 個人の国際法主体性—通説的見解—の確認** 「国際法における法主体となるのは、原則として国家又は国際機関であって個人ではない……戦争被害については、国家の責任を規定する国際法規が存在するだけでは賠償を受けることができず、戦争賠償に関する国家間の外交交渉によってその利害の調整を図った上で決定、合意される必要がある」。「個人がその属する国家以外の国から受けた戦争被害については、所属国の外交保護権の行使によって当該国家間において処理されるのが原則であり、特別の国際法規範が存在しない限り、個人が加害国に対し直接に損害賠償請求権等の権利を行使することはできない」。

**(2) ハーグ陸戦条約にもとづく請求** 3条は、違反行為を行った「締約国に損害賠償責任を課しているが、同締約国に対して損害賠償請求権を有する者が誰であるかについては何も触れておらず、同請求権に係る国際法上の法主体に関する特別の定めをしていない」。したがって、「原告らが同条約に基づき損害賠償請求権を有するとの主張は失当である」。

**(3) ハーグ陸戦条約3条の審議経過** 原告は3条の審議経過をもとにして、被害者である個人に損害賠償請求権を付与する意思が同条に明確に示されていると主張した。裁判所は同条の原案となったドイツ案を吟味し、「その審議の過程で、同条が個人に対して損害賠償請求権を付与するものとする趣旨であることを共通の認識とするような審議がされた形跡は何らうかがわれないから、原告らの同主張は採用できない」とした。

**(4) 諸外国の裁判例** ハーグ陸戦条約3条を「個人による請求の根拠と認めて請求を認容したものかが明らかでないものが多い」ため、「裁判例の存在によって前記〔個人の損害賠償請求権を認めない〕判断は何ら左右されない」と断言した。

**(5) 国際慣習法にもとづく請求** 原告は空戦規則案が国際慣習法であると主張するが、確かに「空戦規則案に規定されている無防衛都市に対する無差別爆撃の禁止、軍事目標の原則は、国際慣習法化していたと認められる」。しかしながら、「空戦規則案は、24条5項において、同条（爆撃の目的）の規定に違反した締約国に損害賠償責任を課しているものの、同締約国に対して損害賠償請求権を有する者が誰であるかについては何も触

れておらず、同請求権に係る国際法上の法主体に関する特別の定めをしていない」。したがって「国際慣習法に基づき、原告らが被告に対して直接損害の賠償を求めることができる」との原告らの主張は失当である」。

## 2 国内法・条理にもとづく請求：争点2～6

**(1) わが国民法・不法行為にもとづく請求** 原告は日本軍が行った爆撃は不法行為であるとし、民法709条・711条・723条にもとづいて損害賠償と謝罪を求めたが、この爆撃は被告の公権力の行使として行われたものとされ、国家賠償法の適用の有無も検討されることになった。ただし、国家賠償法は戦後施行された法律であり、同法附則6項に従い「従前の例」に倣う必要があり、裁判所は、爆撃当時に適用されていた国家無答責の法理に倣って判断した。ちなみに「国家無答責の法理とは、公権力の行使による権利侵害について、国の損害賠償責任を認めた実体法上の規定が存在せず、民法の適用もなく、国は損害賠償責任を負わないということ」である。したがって、原告の主張は「失当である」とした。

**(2) 条理にもとづく請求** 原告は条理にもとづいて損害賠償と謝罪を求めたが、裁判所は、条理とは「法が欠けている場合に初めて機能する」との解し、上記の通り、爆撃当時は国家無答責の法理が適用されると判断し、原告の主張は「理由がない」とした。

**(3) 立法不作為にもとづく請求** 原告は、憲法前文・9条・13条・17条・25条・29条が被告の国会に対し違法な戦争行為の被害者への損害賠償義務を課していると主張した。そして、国会が同被害者に対する救済立法を怠ってきたことが違法な立法不作為に当たるとし、国家賠償法1条1項にもとづいて損害賠償と謝罪を求めた。裁判所は、これらの憲法規定が国会に上記のような義務を課しているとはいえないとし、立法不作為の認定基準に関する最高裁の過去の判断（1985年11月21日の在外投票制度廃止事件判決）に倣って、「被告に国家賠償法1条1項の違法があるとは認められない」とした。

**(4) 行政不作為にもとづく請求** 原告は、被告の政府が爆撃の事実調査や爆撃被害者の救済措置等を怠ってきたことが違法な行政不作為に当たるとし、国家賠償法1条1項にもとづいて損

害賠償と謝罪を求めた。裁判所は、「救済措置を採るかどうかは、政治的ないし外交的判断や政策的見地からの配慮に基づく内閣の広範な裁量に委ねられている」として、原告の主張を斥けた。

(5) 中華民国民法・不法行為にもとづく請求  
原告は、爆撃が行われ被害が発生した地は中華民国(当時)であるから、国際私法の観点から法例11条にもとづいて当時の中華民国民法が適用されるとし、損害賠償と謝罪を求めた。裁判所は、原告・被告の両者の法律関係について「国家の権力的作用に基づく公法的行為に係る関係であることは明らかである」とし、原告の主張は「理由がない」とした。

## 判例の解説

ここでは、専ら国際法の観点から、国際法にもとづく請求から生じた上記1の争点について、さらに、被告の予備的主張として展開された、サン・フランシスコ平和条約枠組み論の中国(条約非締約国)国民への援用可能性について、評釈する。

### 一 個人の国際法主体性(通説)への批判

個人の国際法主体性をめぐる議論、換言すれば、裁判所が国際法上の権利義務の直接の帰属者として個人を認めるか否かの議論では、裁判所がいうように国際的手続の存在が重視され、これがわが国では通説とされている。戦争被害者の損害賠償請求権に関係するその他の判決でも、いわゆる原爆判決<sup>1)</sup>を初めとして、基本的にこの通説的論理に従った判断が繰り返されている。

しかしながら、わが国では憲法98条2項で国際法の国内的効力が認められ、国内裁判所が国際法を直接適用することもある現実を考慮すれば、「国際法が定める実体的権利義務が国内法を媒介とすることなく直接に国内裁判所で適用される場合にも個人の権利義務の直接的帰属性を認めて法主体性を肯定すること」<sup>2)</sup>が認められてよい。

本件でそもそも問題とされたのは、国内裁判所が個人の实体的権利を認め、その権利の実現を図るのは可能かということであった。殊更に国際的手続の存在を重視することではなかったはずである。その意味で、個人の国際法主体性を問題にし、通説的論理に拘る必要はなかったといえよう。

### 二 条約の起草過程の真実

裁判所は、条約の起草過程にもとづく個人の損害賠償請求権の存在を否定したが、これは事実反するのではないか。真実は、この裁判で原告が主張した通りであり、起草過程に参加したドイツその他の各国代表は明確に個人の賠償請求権に係わる発言をしており、そうした個人の権利を認識したうえで、賠償義務の具体的な履行方法を議論したとみるのが正解であろう。

ハーグ陸戦条約が属する戦争法——今日では国際人道法とも呼ばれる——の分野では、当初から戦争に直接関係しない個人の生命・身体・財産を如何に守るかに関心が向けられ、個人の賠償請求権も様々な形で、現実を考慮した実効的な保障措置が講じられてきた。この点は少なくとも、戦争法の法典化の始まりとされるリーバー規則(1863年)以降の戦争法の発達の歴史<sup>3)</sup>をみれば明らかである。したがって、各国が新たな条約を起草する段階で、あらためて個人の賠償請求権の存在を議論する必要はなかったといえる。

ちなみに、この歴史の流れのなかにある1977年のジュネーヴ第一追加議定書は、ハーグ陸戦条約3条の規定内容を踏襲する91条を置いている。この議定書の作成に大きく貢献した赤十字国際委員会のコメンタリーでは、91条は「締約国は、……被害者が賠償を受ける権利を否定することはできない」旨を定めたものと説かれており<sup>4)</sup>、個人の賠償請求権は再確認されるに至っている。

### 三 条約による賠償請求権の放棄

わが国は、条約で個人の賠償請求権の放棄を定めたとしても、それは外交保護権を放棄したにすぎないのであって、個人の請求権そのものは国内法的な意味で消滅したわけではないと主張し続けてきた<sup>5)</sup>。外交保護権とは、自国民が他国に対して請求権を持つ場合に、その救済を当該他国に要求する国家の権利をいうが、こうした国の主張に従えば、サン・フランシスコ平和条約でわが国・連合国は相互に外交保護権と個人の国際法上の請求権を放棄したことになる。

さらに近年では、条約で放棄されたわけではないとされる国内法上の個人の請求権は「救済なき権利」であるとの発言も出てきている<sup>6)</sup>。これは上記の西松事件での最高裁の判断にみられるように、裁判により救済を求めることができない権利

を意味しており、「司法にアクセスする権利」の観点からの適切な批判もある<sup>7)</sup>。救済なき権利の主張は、権利放棄に等しい結果をもたらす。そもそも国家と個人は別個の存在であって、国家が条約にもとづいた個人の権利を放棄することは許されないことが、あらためて想起されるべきである。

#### 四 条約と第三国の関係 ——被告の予備的主張への反論

サン・フランシスコ平和条約 14 条 (b) は、戦争の遂行中に日本国・国民がとった行動から生じた連合国・国民の賠償請求権を放棄すると規定する。被告は、同条項の意味解釈について、最高裁の判断（2007 年 4 月 27 日の西松事件判決）に依拠して、原告の賠償請求権がすでに放棄されている旨を主張し、これは政府解釈であると訴えた。

##### 1 サン・フランシスコ平和条約枠組み論

被告が依拠した最高裁判断は、次のようなものであった。「サンフランシスコ平和条約は、個人の請求権を含め、戦争の遂行中に生じたすべての請求権を相互に放棄することを前提として、……日本国の戦後処理の枠組みを定めるものであった。この枠組みは、連合国 48 か国との間で締結されこれによって日本国が独立を回復したというサンフランシスコ平和条約の重要性にかんがみ、日本国がサンフランシスコ平和条約の当事国以外の国や地域との間で平和条約等を締結して戦後処理をするに当たっても、その枠組みとなるべきものであった」。

##### 2 日中共同声明 5 項（賠償請求権の放棄）との関係

最高裁は上記枠組み論を日中共同声明にも当てはめて、次のように判示した。「日中共同声明 5 項の文言上、『請求』の主体として個人を明示していないからといって、サンフランシスコ平和条約の枠組みと異なる処理が行われたものと解することはできない」。そして「サンフランシスコ平和条約の枠組みにおいては、請求権の放棄とは、請求権に基づいて裁判上請求する権能を失わせることを意味するのであるから、その内容を具体化するための国内法上の措置は必要とせず、日中共同声明 5 項が定める請求権の放棄も、同様に国内法的な効力が認められる」。

条約法に関するウィーン条約（1980 年発効、日中ともに締約国）は、34 条で「条約は、第三国〔条約非締約国〕の義務又は権利を当該第三国の同意なしに創設することはできない」との基本原則を確認し、続く 35 条で「当該第三国が書面により当該義務を明示的に受け入れる場合」に限って、義務を負う旨を定めている。「合意は第三者を害しも益もしない」というローマ法に由来するこの基本原則は、書面による第三国の明示的な義務の受け入れという新たな要素を加えて、国際社会の条約に関するルールとして定着している。

ところが、中国はこれまで上記平和条約枠組み論を肯定し、この論理の日中共同声明への援用という、義務の受け入れに等しい対応を書面により確約したことはない。この事実だけで、頗る容易に被告の主張に反論できる<sup>8)</sup>。幸いにも、この被告の主張は争点とはならず、裁判所も判断を示すには至らなかった。ただし、この枠組み論がわが国で通用している現実に留意しつつ、枠組み論の中国への援用を批判する文献にも接してもらいたい<sup>9)</sup>。

#### ●——注

- 1) 東京地判昭 38・12・7 判時 355 号 17 頁。
- 2) 杉原高嶺『国際法学講義〔第 2 版〕』（有斐閣、2013 年）46 頁。
- 3) 申恵丰「ハーグ陸戦条約 3 条と個人の損害賠償請求権」申恵丰ほか編『戦後補償と国際人道法——個人の請求権をめぐって』（明石書店、2005 年）270 頁以下参照。
- 4) Y. Sandoz et al., eds., *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949*, Nijhoff, 1987, para. 3651.
- 5) 例えば、1991 年 8 月 27 日参議院予算委員会会議録第 3 号 10 頁参照。
- 6) 例えば、2001 年 3 月 22 日参議院外交防衛委員会会議録第 4 号 13～14 頁参照。
- 7) 阿部浩己「サンフランシスコ平和条約と司法にアクセスする権利——重慶大爆撃訴訟に寄せて」神奈 46 巻 2 = 3 号（2013 年）参照。
- 8) ただし、すでに中国は個人の請求権放棄を認めているとの指摘もある。例えば、浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』（東信堂、2015 年）、とくに 374 頁以下参照。
- 9) 上記 7) の論文に加えて、例えば、五十嵐正博「サンフランシスコ条約と中国——最高裁判決の『サンフランシスコ条約枠組み論』」法時 80 巻 4 号（2008 年）参照。